

証券コード 4530
平成27年4月28日

株主各位

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
久光製薬株式会社
代表取締役社長執行役員 中 富 博 隆

第113回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月20日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地 当社本店
（後掲の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第113期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第113期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件 |

（会議の目的事項の内容等は、次頁以下に記載のとおりです。）

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。  
なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hisamitsu.co.jp>）において周知させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な経済政策による株価の上昇や円安の継続による輸出環境の改善が見られるなど、緩やかな回復傾向となりました。

一方、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費の低迷などを背景に依然として先行き不透明な状況にあります。

国内の医療用医薬品事業については、平成26年4月の薬価改定の影響を受けるとともに、後発品使用促進策の強化など医療費抑制策が推進され、より一層厳しい環境下で推移しました。

このような状況の中で、当社は、重点商品の経皮吸収型製剤を中心に事業活動を行い、医療機関のニーズに的確に対応した学術情報活動を展開しました。

国内の一般用医薬品事業については、依然として一般用医薬品市場の消費低迷と厳しい販売競争が続く中、新商品を発売し、販売促進に努めました。

研究開発活動については、得意とする経皮吸収型貼付剤分野に資源を集中し、新しい局所性及び全身性の医薬品開発に邁進しました。

また、海外子会社であるノーベン ファーマシューティカルズ社（以下「ノーベン社」といいます。）との研究開発活動において、人事交流を含めた連携を強化し、迅速化に努めました。

生産環境面については、鳥栖工場、宇都宮工場において、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」の認証工場として、地球環境の保全に取り組みました。

さらに、製造工程の効率化に加えて、製品輸送方法の変更及び高性能空調機の導入によるエネルギー使用量や廃棄物の削減及びリサイクル率99%以上の維持で環境負荷低減に取り組みました。

加えて、エネルギー管理委員会の設置により省エネルギーを推進し、室内温度の調整など節電に努めました。

社会貢献活動については、企業と従業員が一体となって活動しており、「日本赤十字社の海外たすけあい街頭募金活動」への協力や、マッチングギフト制度「久光製薬株式会社ほっとハート倶楽部」を通じて東日本大震災復興活動諸団体をはじめとする合計51団体への支援などを行いました。

また、平成26年8月に発生した広島豪雨土砂災害への義援金を日本赤十字社佐賀県支部に贈呈しました。

がん撲滅に寄与することを目的として立ち上げられた「九州国際重粒子線がん治療セン

ター（サガハイマツト）プロジェクト」についても、様々な支援を継続しています。

女子バレーボールチーム「久光製薬スプリングス」は、平成26年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会において女子バレーボール史上初の3連覇を達成したほか、佐賀県や兵庫県を中心に「バレーボール教室」を開催しました。

来たるべき2020年東京オリンピックに向けてスポーツ文化のさらなる発展・向上に努めてまいります。

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、業績は次のとおりです。

#### 〔医薬品事業〕

当連結会計年度の医薬品事業、とりわけ国内の医療用医薬品事業については、医療費抑制策が進む中、先行きが不透明な環境下で推移しました。

このような状況の中、当社は、経皮吸収型製剤を中心として、医療機関への適正かつ、きめ細やかな学術情報活動、すなわち有効性・安全性に関する情報の提供・収集活動を展開するとともに、重点商品のケトプロフェン含有の経皮鎮痛消炎剤「モーラス<sup>®</sup>テープ」および「モーラス<sup>®</sup>パップ」、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ<sup>®</sup>テープ」、鎮痛効果の高い合成麻薬フェンタニルクエン酸塩含有の経皮吸収型持続性がん疼痛治療剤「フェントス<sup>®</sup>テープ」、経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ノルスパン<sup>®</sup>テープ」、オキシブチニン塩酸塩含有の経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ<sup>®</sup>テープ」などの適正使用促進活動に努めました。

平成26年5月には、経皮鎮痛消炎剤「モーラス<sup>®</sup>テープ」において、初めて腰痛症と関節リウマチにおける関節局所の鎮痛の適応症を持った経皮鎮痛消炎剤として承認されたことなどが科学技術的に秀でた進歩性を有する発明であると高く評価され、平成26年度全国発明表彰において特許庁長官賞を受賞しました。

平成26年6月には、経皮吸収型持続性がん疼痛治療剤「フェントス<sup>®</sup>テープ」の慢性疼痛効能追加に関する承認を取得しました。

平成26年10月には、経皮鎮痛消炎剤「モーラス<sup>®</sup>テープ」および「モーラス<sup>®</sup>パップ」、経皮吸収型気管支拡張剤「ツロブテロールテープ [HMT]」が、患者さんの視点に立った商品開発への取り組み、特に、袋からとり出しやすい、貼りやすいなどの使いやすさが評価され、2014年度グッドデザイン賞を受賞しました。

次に、国内の一般用医薬品事業については、重点商品の外用鎮痛消炎剤などの販売に加えて、新商品を投入し、新規顧客創造活動に努めました。

平成26年3月には、水虫・たむし治療薬「ブテナロック<sup>®</sup>Lパウダーゲル」、平成26年7月には、ジクロフェナクナトリウム2.0%配合の経皮鎮痛消炎テープ剤「フェイタス<sup>®</sup>Zジクサス<sup>®</sup>」および「フェイタス<sup>®</sup>Zジクサス<sup>®</sup>大判」、平成26年9月には、ヒアルロン酸の5倍の保水力を持つサクラン<sup>®</sup>配合スキンケア化粧品「ライフセラ<sup>®</sup>ダーマボーテ<sup>®</sup>」とフェルピナク5.0%配合の経皮鎮痛消炎テープ剤「フェイタス<sup>®</sup>5.0温感」および「フェイタス<sup>®</sup>5.0温感大判サイズ」の販売を開始し、新たな顧客の開拓に努めました。

なお、当連結会計年度は、重点商品の「サロンパス<sup>®</sup>」発売80周年にあたり、様々なプロモーション活動を実施しました。

「サロンパス®」の歴史なども記載した「学研まんがでよくわかるシリーズ 貼り薬のひみつ」を制作し、全国の小学校及び公立図書館に寄贈しました。

また、海外の医療用医薬品において、平成26年9月には、経皮吸収型エストラジオール製剤「Minivelle®」が、新たな用量となる0.025mg及び新たな効能効果となる閉経後骨粗鬆症に関し、FDA（米国食品医薬品局）から追加承認を取得しました。

本剤は、FDA（米国食品医薬品局）が承認した世界最小の経皮吸収型エストラジオール製剤です。

さらに、海外の一般用医薬品において、積極的な販売促進活動を展開し、サロンパスブランドが、米国の一般用医薬品外用鎮痛消炎貼付剤市場における販売額シェア1位を獲得しました。

このような営業活動の結果、当社グループの当期の売上高は1,567億4千3百万円（前年同期比4.1%増、61億8百万円増）となり、当期の営業利益は205億2千7百万円（前年同期比7.3%増、14億4百万円増）、経常利益は284億8千9百万円（前年同期比1.5%減、4億2千1百万円減）、当期純利益は187億8千4百万円（前年同期比12.0%減、25億7千2百万円減）となりました。

## (2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は55億5千6百万円であり、その主なものは、鳥栖工場、宇都宮工場、大阪支店の建物及び製造設備等です。

なお、資金調達の該当事項はありません。

## (3) 対処すべき課題

国内の医療用医薬品事業については、高齢化が急速に進行する中、長期収載品の薬価追加引き下げや後発品使用促進策の強化など、今後も医療費抑制策は継続されることが予想されます。このような厳しい経営環境のもと、当社は、医療機関への学術情報活動を一段と強化するとともに、医療機関・患者さんのニーズに合致した新しい局所性及び全身性の医薬品開発を目指します。また、営業、生産及び研究開発の機能を強化するとともに、収益の一層の向上を目指し、更なる成長に努めます。

国内の一般用医薬品事業については、市場の低迷が長期化し企業間競争が激化する中で、当社は、重点商品の外用鎮痛消炎剤の売上伸長を図るとともに、お客様のニーズにお応えできるよう既存商品の改良及び新商品の開発を行います。

海外の事業展開については、商標、意匠、製造技術及び品質管理システムを含めた当社ブランドの確立を図るとともに、海外生産工場の一層の充実と海外における臨床試験の促進を図ります。

特に、米国の医療用医薬品事業においては、ノーベン社を拠点とし、双方の得意な技術を融合させることで、研究開発の機能を高めるとともに、製造・販売網を拡大し強化して

まいります。

当社は、引き続き製薬企業としての使命と責任を自覚し、営業基盤の強化及び生産体制の拡充を図るとともに、研究開発については、得意とする経皮吸収型貼付剤分野により多くの資源を集中し、新商品開発の迅速化を図ります。

当社グループは、創業以来「お客様第一」を基本方針として、積極的に企業活動を推進しており、医薬品などの創製・育薬・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL（生活の質）向上を目指す」ことを経営理念としています。この理念のもと、国内外において、お客様のニーズに的確に応える商品を提供するとともに、活発な「顧客創造」活動を展開し、企業価値の向上を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度                  | 第110期<br>(平成23/3<br>~平成24/2) | 第111期<br>(平成24/3<br>~平成25/2) | 第112期<br>(平成25/3<br>~平成26/2) | 第113期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26/3<br>~平成27/2) |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 売 上 高<br>(百万円)             | 137,794                      | 142,772                      | 150,635                      | 156,743                                   |
| 経 常 利 益<br>(百万円)           | 33,494                       | 33,051                       | 28,910                       | 28,489                                    |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円)         | 18,439                       | 18,809                       | 21,357                       | 18,784                                    |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>(円) | 215.09                       | 219.56                       | 249.30                       | 219.28                                    |
| 総 資 産<br>(百万円)             | 192,838                      | 214,141                      | 251,852                      | 285,440                                   |
| 純 資 産<br>(百万円)             | 149,263                      | 167,933                      | 196,308                      | 222,054                                   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しています。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社に該当するものではありませんが、連結子会社17社があります。  
なお、親会社に該当するものではありません。

##### 子会社

- |     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国 内 | 株式会社C R C Cメディア (福岡県)<br>佐賀シティビジョン株式会社 (佐賀県)<br>株式会社タイヨー (佐賀県)<br>九動株式会社 (佐賀県)<br>久光エージェンシー株式会社 (福岡県)                                                                                                                                                        |
| 海 外 | ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド (米国)<br>ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド (米国)<br>ノーベン ファーマシューティカルズ (米国)<br>ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ (ブラジル)<br>ヒサミツ ユーケー リミテッド (英国)<br>ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド (ベトナム)<br>久光製薬技術諮詢 (北京) 有限公司 (中国)<br>P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア (インドネシア)<br>他4社 |

#### (6) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

医薬品、医薬部外品、医療用具等の製造・販売及び輸出入、有線テレビ放送事業、並びに実験動物の飼育・販売

#### (7) 主要な営業所及び工場（平成27年2月28日現在）

本 社 九州本社（佐賀県）、東京本社  
支 店 札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、東京第一支店、東京第二支店、  
東京第三支店（栃木県）、名古屋支店（愛知県）、京都支店、  
大阪第一支店、大阪第二支店、広島支店、高松支店（香川県）、  
福岡支店、熊本支店、鹿児島支店、台北支店（台湾）、シンガポール支店  
営業所 城東営業所（東京都）、さいたま営業所、千葉営業所、  
横浜営業所（神奈川県）、金沢営業所（石川県）、神戸営業所（兵庫県）  
工 場 宇都宮工場（栃木県）、鳥栖工場（佐賀県）  
研究所 筑波研究所（茨城県）、鳥栖研究所（佐賀県）

#### (8) 使用人の状況（平成27年2月28日現在）

| 使用人数(名)     | 前連結会計年度末比増減(名) |
|-------------|----------------|
| 2,942 (626) | △7             |

(注) 使用人数は、就業人員であり、使用人数（外書）は当連結会計年度の臨時使用人の平均人員を記載しています。

#### (9) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 佐 賀 銀 行         | 1,094 百万円 |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行         | 440       |
| 株 式 会 社 筑 邦 銀 行         | 323       |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 320       |
| 株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行 | 180       |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 53        |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 380,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 95,164,895株  
 (自己株式9,470,490株を含む)  
 (3) 株主数 7,179名  
 (前期末比1,267名増)  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                    | 持 株 数               | 持株比率              |
|----------------------------------------------------------|---------------------|-------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                | 5,927 <sup>千株</sup> | 6.92 <sup>%</sup> |
| 野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）                             | 4,387               | 5.12              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口）  | 4,370               | 5.10              |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                  | 4,318               | 5.04              |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                      | 3,910               | 4.56              |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行                                          | 3,871               | 4.52              |
| 株 式 会 社 佐 賀 銀 行                                          | 2,956               | 3.45              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口） | 2,064               | 2.41              |
| 久 光 製 薬 取 引 先 持 株 会                                      | 1,973               | 2.30              |
| 株 式 会 社 テ ィ ・ ケ ー ・ ワ イ                                  | 1,834               | 2.14              |

(注) 持株比率は自己株式（9,470,490株）を控除して計算しています。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年2月28日現在）

| 会社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                           | 氏 名     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 代表取締役社長 執行役員                                                                                                                                    | 中 富 博 隆 |
| 取締役副社長 執行役員（薬粧事業部・人事管掌 兼 経営企画本部長）                                                                                                               | 中 富 一 榮 |
| 専務取締役 執行役員（人事部長 兼 B U ・鳥栖工場厚生部・信頼性保証・内部統制管掌）                                                                                                    | 杉 山 耕 介 |
| 常務取締役 執行役員（業務本部管掌）                                                                                                                              | 秋 山 哲 雄 |
| 常務取締役 執行役員（研究開発本部長 兼 ノーベン ファーマシューティカルズ取締役会長 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド取締役社長）                                                                        | 肥 後 成 人 |
| 取 締 役 執行役員（生産環境本部長 兼 丸東産業(株)監査役（非常勤）兼 祐徳薬品工業(株)取締役（非常勤））                                                                                        | 鶴 田 敏 明 |
| 取 締 役 執行役員（渉外・広報管掌 兼 B U 本部長 兼 C S R 担当 兼 久光・サノフィ(株)社外監査役（非常勤））                                                                                 | 桜 島 光 政 |
| 取 締 役 執行役員（財務部長 兼 I R 室長 兼 祐徳薬品工業(株)取締役（非常勤））                                                                                                   | 高 尾 信一郎 |
| 取 締 役 執行役員（国際事業部長 兼 ノーベン ファーマシューティカルズ取締役副会長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド取締役会長 兼 久光製薬技術諮詢（北京）有限公司董事長 兼 ヒサミツ ユーケー リミテッド取締役社長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役） | 齋 藤 久   |
| 取 締 役 執行役員（法務部長 兼 コンプライアンス担当）                                                                                                                   | 堤 信 夫   |
| 取 締 役 執行役員（九州本社社長室長）                                                                                                                            | 村 山 進 一 |
| 監 査 役（常勤）                                                                                                                                       | 中 富 舒 行 |
| 監 査 役（常勤）                                                                                                                                       | 上 田 正 弘 |
| 監 査 役（常勤）                                                                                                                                       | 平 野 宗 彦 |
| 監 査 役（Y K K 株式会社 社外取締役）                                                                                                                         | 小 野 桂之介 |
| 監 査 役（東京都公益認定等審議会委員）                                                                                                                            | 市 川 伊三夫 |
| 監 査 役                                                                                                                                           | 徳 永 哲 男 |

(注) 1. 監査役 小野 桂之介、市川 伊三夫、徳永 哲男の3氏は、社外監査役です。なお、小野 桂之介、市川 伊三夫の両氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。

2. 重要な兼職の状況について

(1) 常務取締役 肥後 成人氏が、会長を兼務しておりますノーベン ファーマシューティカルズ、社長を兼務しておりますヒサミツ ユーエス インコーポレイテッドは当社連結子会社です。

(2) 取締役 齋藤 久氏が、副会長を兼務しておりますノーベン ファーマシューティカルズ、会長を兼務しておりますヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、董事長を兼務しております久光製薬技術諮詢（北京）有限公司、社長を兼務しておりますヒサミツ ユーケー リミテッド、取締役を兼務しておりますP.T.ヒサミツ ファルマ インドネシアは当社連結子会社です。

3. 当期中の役員の変動

(1) 平成26年5月22日開催の第112回定時株主総会において堤 信夫氏、村山 進一氏は、取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役の未安 健作氏、野田 雄比古氏は、平成26年5月22日開催の第112回定時株主総会終結のときをもって任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

|       | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) |
|-------|----------|-----------|
| 取 締 役 | 13       | 390       |
| 監 査 役 | 6        | 74        |
| 合 計   | 19       | 464       |

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役11名、監査役6名ですが、上記報酬額には、平成26年5月22日をもって退任した取締役2名を含んでいます。
2. 上記の金額には、当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を含んでいます。
3. 上記のうち、社外監査役に対する報酬額の総額は、3名21百万円です。
4. 上記のほか、平成26年5月22日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しています。
- ・退任取締役 2名 15百万円

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係

監査役 小野 桂之介氏はYKK株式会社の社外取締役を兼務しています。なお当社と同社の間には特別な関係はありません。

### ②社外監査役の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                          |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 小 野 桂之介 | 当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、議案審議等に際し、経営学の専門家の立場から、適宜発言を行っています。      |
| 監 査 役 | 市 川 伊三夫 | 当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち6回に出席し、議案審議等に際し、経営者としての経験に基づく見識から、適宜発言を行っています。 |
| 監 査 役 | 徳 永 哲 男 | 当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、議案審議等に際し、経営者としての経験に基づく見識から、適宜発言を行っています。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支 払 額  |
|----------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等            | 51百万円  |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 122百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社及び一部を除く当社の海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、監査証明業務及び非監査業務（税務アドバイザー業務等）に基づく報酬を支払っています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）である財務デューデリジェンス支援業務等を委託しています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

## 5. 会社の体制及び方針

### 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり採っています。

#### ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、営業秘密管理規定その他文書に関する社内規定に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録その他保存が必要とされる文書について、それぞれ保存を必要とする間、関連資料とともに閲覧可能な状態を維持する体制を構築する。

#### ②損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、危機管理マニュアルに基づき、危機の発生を未然に防ぎ又は発生した際の対応などの危機管理体制を構築するとともに、担当又は管掌の取締役及び執行役員が担当又は管掌する部署ごとの危機管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

また、これに加えて、内部監査室が部署ごとの危機管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

#### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

成果目標制度に基づき、取締役及び従業員が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成のため取締役及び従業員の権限を明確化する裁決規定等に基づき各取締役・執行役員・従業員が業務を執行する。

また、社内イントラネット、ERPシステム等、ITを活用したシステムによりデータ化することで、社内規定や業務連絡を即時に連絡できる体制又は定期的にその結果をレビューしダブルチェックを促進する体制を採り、効率化を阻害する要因を排除又は低減するよう改善に努めることにより目標達成の確度を高め、当社及び当社グループ全体の業務の効率化を実現するように努める。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、高い倫理・道徳観に基づきその職務を遂行するため「久光企業憲章」を制定し、これを遵守する。また、その徹底を図るため、「久光企業憲章」の小冊子を役員及び従業員に配布し、定期的に啓蒙・教育を行うとともに、コンプライアンス推進担当の取締役を室長とするコンプライアンス推進室を設置し、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、また、同推進室及び各事業所・部門に設置するコンプライアンスの部門推進リーダーを中心として役職員教育等を行う。

法令上疑義のある行動について従業員が直接情報提供を行う手段として「久光ほっとライン」を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス推進室と連携し、当社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告される。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社に対して、「久光企業憲章」と同様のコンプライアンスに関する規定の作成・遵守を求め、当社グループの取締役・従業員が一体となった遵法意識の醸成に努める。

「海外及び国内グループ法人運営マニュアル」の遵守、子会社社長会議での報告及び当社監査役による子会社監査等を通じて、個々の子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社監査役間の意見交換等を通じて、情報の共有化に努める。

当社取締役、執行役員、部門長及び当社グループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門長及び担当又は管掌の取締役に報告し、内部監査室は必要に応じて、内部統制の改善策の指導及び実施の支援・助言を行う。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会と監査役との間で協議し、監査役の同意を得たうえで取締役会は補助従業員を選任することとし、選任された補助従業員は監査役の職務を補助する。

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役よりその業務に関して補助することを求められた従業員は、その業務に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役、執行役員及び各部門長は、監査役会に対して、法定の事項に加えて、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の体制における通報状況及びその内容を速やかに報告する。  
従業員は、重大な法令違反、定款違反、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、各業務担当取締役、執行役員、部門長及び重要な従業員からの個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士等の外部専門家に相談、依頼することができる。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組みを決定しており、その概要は以下のとおりです。

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断は、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大規模買付行為や買収提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為や買収提案の内容等を検討しあるいは対象会社の取締役会が大規模買付行為や買収提案に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、大規模買付行為や買収提案の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法等）が対象会社の企業価値の本質に鑑み不十分又は不適當なもの、対象会社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊するおそれがあるもの等、大規模買付行為や買収提案の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為や買収提案に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

## (2) 基本方針実現のための取組みの具体的内容の概要

### ①基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、弘化4年（1847年）に薬業を始めて以来、鎮痛消炎貼付剤を中心とした医薬品の提供を通して人々の健康づくりに積極的に取り組んでまいりました。「貼るだけ」で誰もが簡単に身体を癒せる貼付剤は、服薬の改善やクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上にも合致するものであり、世界に誇れる日本の「治療文化」でもあります。この「貼る治療文化」の有効性並びに、それがもたらす感動を世界中の人々に伝えることを当社の使命として事業展開を進めています。

昭和9年（1934年）の「サロンパス®」発売以来、お客様にも評価いただきながら蓄積してきたノウハウと経験に基づく新医薬品、新製剤の創製に集中することで、一般用医薬品の「サロンシップ®」、医療用医薬品の「モーラス®パップ」、 「モーラス®テープ」などの貼付剤開発に成功し、上市しました。また、鎮痛消炎以外の新たな領域として経皮吸収型エストロジオール製剤「エストラーナ®テープ」、経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤「フェントス®テープ」、経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ®テープ」などの商品を創出し、さらには海外各国での販売や研究開発、承認取得など国際的な展開を行っています。その一環として、米国において久光ブランドを確立させ、今後の成長をより確固たるものにするため、ノーベン ファーマシューティカルズ社を買収・子会社化し、また、成長著しい中国市場への進出と、医薬事業等の推進を目的として、中国に現地法人（久光製薬技術諮

詢（北京）有限公司）を設立しました。

このようにお客様に求められる貼付剤の創出によって「世界の人々のQOL向上を目指す」ことを経営理念とし、この実行を通じて企業価値の向上ひいては株主共同の利益が実現されるものと考えています。

すなわち、当社の企業価値の源泉は、(a)多くの企業によって創製されるさまざまな領域の薬物に幅広くアクセスし、これらを貼付剤とする研究開発力、(b)高品質な商品を効率的に安定生産し続ける製造技術と品質管理システム、(c)「サロンパス<sup>®</sup>」、「サロンシップ<sup>®</sup>」、「フェイタス<sup>®</sup>」、「ブテナロック<sup>®</sup>」、「モーラス<sup>®</sup>パップ」、「モーラス<sup>®</sup>テープ」、「エストラーナ<sup>®</sup>テープ」などのロングセラーブランドやトップブランドを数多く育成するマーケティング力、(d)研究開発・生産・販売が一体となって、お客様のニーズをすばやく商品やサービス向上に反映できる体制にあります。

当社は、今後も継続的かつ積極的な投資を行うことで、企業価値の向上と、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

そのために、当社は、厳しい競争環境の中で目標とする売上高の達成と純利益を確保できる強固な企業体質を構築するべく、国内外での事業の強化による純利益の継続的伸長とその確実な達成を目指します。さらに、当社は経営の基本方針に沿って得意な分野に研究を集中し、新医薬品・新製剤の創製に注力し、独自の「研究開発型医薬品企業」を志向します。

また、ライセンス活動としては、非オピオイド鎮痛剤で治療困難な変形性関節症および腰痛症における慢性疼痛治療のための医療用医薬品である経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ノルスパン<sup>®</sup>テープ」の、日本での独占的な販売権を取得する契約をムンディファーマ株式会社との間で締結しました。一方、一般用医薬品においては、医療用医薬品として販売されているアレルギー性疾患治療薬「アレグラ<sup>®</sup>錠60mg」のスイッチOTC薬であるアレルギー専用鼻炎薬「アレグラ<sup>®</sup>FX」の販売権をサノフィ株式会社より取得するなど積極的に展開しています。

このように、当社は活発な事業活動により、キャッシュ・フローの増大を図るとともに、新しい局所性及び全身性の商品開発並びに商標、意匠、製造技術、品質管理システムを含めた当社ブランドの国際展開を推進し、あわせて経営の合理化と企業体質の強化を推進することで、株主共同の利益につながる未来資産の形成を図ります。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施するとともに、自己株式取得などの財務施策を機動的に遂行します。

とりわけ、資本効率向上の観点から掲げているROE（自己資本純利益率）15%以上の

水準維持と、配当を継続的かつ安定的に行いつつ配当性向30%を目標にしています。なお、平成26年5月13日発表の「2014～2018年度 第5期中期経営方針」において、ROE（自己資本純利益率）11%以上、配当性向40%以上及びDOE(自己資本配当率)4.5%以上を2018年度目標としています。

さらに、当社は経営の透明性向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付け、機構改革を実行しています。具体的には、「経営諮問会議の設置」、「執行役員制度の導入」、「危機管理委員会の設置」、社員としての高い倫理・道徳観に基づく行動をまとめた「久光企業憲章の制定」とコンプライアンス推進委員会及びコンプライアンス推進室による「役員及び従業員への徹底」、「社外監査役制度の導入」、「内部統制基本方針の制定」、「内部監査室の設置」、「個人情報保護委員会の設置」、適時適切な会社情報の開示を行うための「ディスクロージャー・ポリシーの制定」などを実行しています。

今後も、善き企業市民としてステークホルダーの皆様との信頼関係を高めていながら、企業価値の向上と、ひいては株主共同の利益を確保し、もって基本方針の実現に取り組んでまいります。

## ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月22日開催の第106回定時株主総会において、有効期間を平成23年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入をご承認いただきました。なお、平成23年5月26日開催の第109回定時株主総会において、また、平成26年5月22日開催の第112回定時株主総会において、一部修正して平成29年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時まで延長することをご承認いただきました。

本プランは、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付等、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付等（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます。）を対象とし、(a)買付者等が従うべき手続として、買付者等に対し、株主、当社取締役会及び独立委員会による判断のための情報提供と、独立委員会及び当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請し、また、(b)買付等に対して当社がとりうる対抗措置として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款により取締役会の権限として認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の条

件を、買付者等が手続を遵守しない場合又は当該買付等が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害する場合に限定することとしました。本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会の判断の客観性及び合理性・公平性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重するものとしています。

### (3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

#### ①基本方針の実現に資する特別な取組み

上記(2)①に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

#### ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、上記(2)②のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性の確保がなされる工夫がなされ、さらに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれていません。  
2. 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

# 連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>165,315</b> | <b>流動負債</b>    | <b>44,299</b>  |
| 現金及び預金          | 71,298         | 支払手形及び買掛金      | 9,928          |
| 受取手形及び売掛金       | 46,587         | 電子記録債権         | 7,923          |
| 有価証券            | 25,192         | 短期借入金          | 1,685          |
| 商品及び製品          | 8,762          | リース債権          | 102            |
| 仕掛品             | 471            | 未払金            | 7,785          |
| 原材料及び貯蔵品        | 6,217          | 未払法人税等         | 3,978          |
| 繰延税金資産          | 3,480          | 返品調整引当金        | 175            |
| その他             | 3,641          | 賞与引当金          | 2,249          |
| 貸倒引当金           | △335           | その他            | 10,470         |
| <b>固定資産</b>     | <b>120,125</b> | <b>固定負債</b>    | <b>19,086</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>45,003</b>  | 長期借入金          | 727            |
| 建物及び構築物         | 18,105         | リース債権          | 61             |
| 機械装置及び運搬具       | 7,375          | 再評価に係る繰延税金負債   | 1,894          |
| 工具、器具及び備品       | 2,220          | 退職給付に係る負債      | 5,905          |
| 土地              | 12,843         | 役員退職慰労引当金      | 1,305          |
| リース資産           | 83             | 繰延税金負債         | 5,355          |
| 建設仮勘定           | 4,374          | その他            | 3,835          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>16,303</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>63,386</b>  |
| 販売権             | 4,760          | <b>(純資産の部)</b> |                |
| のれん             | 4,948          | <b>株主資本</b>    | <b>195,006</b> |
| ソフトウェア          | 1,014          | 資本金            | 8,473          |
| その他             | 5,580          | 資本剰余金          | 8,396          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>58,818</b>  | 利益剰余金          | 199,990        |
| 投資有価証券          | 48,779         | 自己株式           | △21,854        |
| 長期性預金           | 159            | その他の包括利益累計額    | 26,016         |
| 退職給付に係る資産       | 3,805          | その他有価証券評価差額金   | 13,087         |
| 繰延税金資産          | 1,705          | 土地再評価差額金       | 3,459          |
| その他             | 4,585          | 為替換算調整勘定       | 9,243          |
| 貸倒引当金           | △216           | 退職給付に係る調整累計額   | 225            |
|                 |                | <b>少数株主持分</b>  | <b>1,031</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>222,054</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>285,440</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>285,440</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |         |
|----------------|--------|---------|
| 売上高            |        | 156,743 |
| 売上原価           |        | 57,063  |
| 売上総利益          |        | 99,680  |
| 販売費及び一般管理費     |        | 79,153  |
| 営業利益           |        | 20,527  |
| 営業外収益          |        |         |
| 受取利息           | 104    |         |
| 受取配当金          | 519    |         |
| 為替差益           | 597    |         |
| 持分法による投資利益     | 6,201  |         |
| その他            | 638    | 8,062   |
| 営業外費用          |        |         |
| 支払利息           | 34     |         |
| 売上債権売却損        | 23     |         |
| その他            | 42     | 100     |
| 経常利益           |        | 28,489  |
| 特別利益           |        |         |
| 固定資産処分益        | 30     |         |
| 投資有価証券売却益      | 22     |         |
| 製造販売承認権譲渡益     | 958    | 1,012   |
| 特別損失           |        |         |
| 固定資産処分損        | 24     |         |
| 投資有価証券評価損      | 60     | 84      |
| 税金等調整前当期純利益    |        | 29,416  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 10,824 |         |
| 法人税等調整額        | △392   | 10,431  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |        | 18,984  |
| 少数株主利益         |        | 200     |
| 当期純利益          |        | 18,784  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |         |         |         |
|-------------------------|---------|-------|---------|---------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高               | 8,473   | 8,396 | 187,846 | △21,851 | 182,865 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |         |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       | △6,641  |         | △6,641  |
| 当 期 純 利 益               |         |       | 18,784  |         | 18,784  |
| 自己株式の取得                 |         |       |         | △2      | △2      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |       |         |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —     | 12,143  | △2      | 12,140  |
| 当 期 末 残 高               | 8,473   | 8,396 | 199,990 | △21,854 | 195,006 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                    |                    |                            |                                 | 少数株主<br>持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------|--------------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |             |              |
| 当 期 首 残 高               | 6,611                         | 3,459              | 2,506              | —                          | 12,577                          | 865         | 196,308      |
| 当 期 変 動 額               |                               |                    |                    |                            |                                 |             |              |
| 剰 余 金 の 配 当             |                               |                    |                    |                            |                                 |             | △6,641       |
| 当 期 純 利 益               |                               |                    |                    |                            |                                 |             | 18,784       |
| 自己株式の取得                 |                               |                    |                    |                            |                                 |             | △2           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 6,476                         | —                  | 6,737              | 225                        | 13,439                          | 166         | 13,605       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 6,476                         | —                  | 6,737              | 225                        | 13,439                          | 166         | 25,746       |
| 当 期 末 残 高               | 13,087                        | 3,459              | 9,243              | 225                        | 26,016                          | 1,031       | 222,054      |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

株式会社CRCCメディア、佐賀シティビジョン株式会社、株式会社タイヨー、九動株式会社、久光エージェンシー株式会社、ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド、ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、ノーベン ファーマシューティカルス、ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ、ヒサミツ ユーケー リミテッド、ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド、久光製薬技術諮詢（北京）有限公司、P.T. ヒサミツ ファルマ インドネシア 他4社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

久光ーサノフィ株式会社

祐徳薬品工業株式会社

丸東産業株式会社

解散に伴い、ノボガイン ファーマシューティカルスを持分法の適用範囲から除いていません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社12社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないので、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しています。なお、当該子会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っています。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

イ 満期保有目的の債券

償却原価法によっています。

ロ その他有価証券

a) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。

b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ 当社及び国内連結子会社

主として定率法によっています。

ロ 在外連結子会社

主として定額法によっています。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法によっています。

また、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。

イ 一般債権

貸倒実績率によっています。

- 貸倒懸念債権及び破産更生債権等  
財務内容評価法によっています。
  - ② 返品調整引当金  
当社は期末日後の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づいて限度相当額を計上しています。
  - ③ 賞与引当金  
当社及び一部の子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。
  - ④ 役員退職慰労引当金  
当社及び一部の子会社は役員の退職金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは、その効果の発現すると見積もられる期間（5年～10年）で均等償却を行います。ただし、金額の僅少なものについては、発生年度に一括償却しています。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めています。
  - ② 退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計上基準  
当社及び一部の子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理しています。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
  - ③ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 会計方針の変更等

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しています。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が3,805百万円及び退職給付に係る負債が5,905百万円計上されています。また、その他の包括利益累計額が225百万円増加しています。

なお、1株当たり純資産額は2.63円増加しています。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 62,953百万円

2. 担保提供資産の状況は以下のとおりです。

(提供資産)

|           |          |        |
|-----------|----------|--------|
| 建物及び構築物   | 1,025百万円 | (帳簿価額) |
| 機械装置及び運搬具 | 11百万円    | ( // ) |
| 工具、器具及び備品 | 129百万円   | ( // ) |
| 土地        | 59百万円    | ( // ) |
| 計         | 1,225百万円 | ( // ) |

上記のうち工場財団抵当に供している資産

|           |          |        |
|-----------|----------|--------|
| 建物及び構築物   | 892百万円   | (帳簿価額) |
| 機械装置及び運搬具 | 11百万円    | ( // ) |
| 工具、器具及び備品 | 129百万円   | ( // ) |
| 計         | 1,033百万円 | ( // ) |

(上記資産に対する債務)

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 125百万円 |
| 長期借入金 | 727百万円 |
| 計     | 852百万円 |

上記資産のうち工場財団抵当に供している債務

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 98百万円  |
| 長期借入金 | 672百万円 |
| 計     | 770百万円 |

3. 国庫補助金による圧縮記帳額は、5,832百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日

平成13年2月28日

同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は3,791百万円です。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式   |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式(株) | 95,164,895       | —                | —                | 95,164,895      |
| 合 計(株)  | 95,164,895       | —                | —                | 95,164,895      |
| 自己株式    |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式(株) | 9,497,026        | 689              | —                | 9,497,715       |
| 合 計(株)  | 9,497,026        | 689              | —                | 9,497,715       |

(注) 自己株式(普通株式)の増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 395株  
 持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 294株

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の<br>総 額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------------|-----------------------|------------|-------------|
| 平成26年5月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,427                | 40.0                  | 平成26年2月28日 | 平成26年5月23日  |
| 平成26年10月9日<br>取締役会   | 普通株式  | 3,213                | 37.5                  | 平成26年8月31日 | 平成26年11月10日 |

### 3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年5月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総 額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|-------|-------|----------------------|-----------------------|------------|------------|
| 普通株式  | 利益剰余金 | 3,642                | 42.5                  | 平成27年2月28日 | 平成27年5月22日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は銀行借入や社債発行等により調達します。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。デリバティブ取引については、全て実需の範囲内で行い、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクについては顧客の経営状況及び与信状況を定期的に確認することにより管理しています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクについては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、取引先企業との関係を勘案のうえ保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日です。借入金は、主に企業買収や設備投資に要した資金の調達を目的としたものです。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成する等して管理しています。

デリバティブ取引については、取引の重要度に応じて取締役会決議または財務部長決裁を経て財務部で契約し、その内容は適宜取締役会に報告することになっています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。(注)2を参照ください)

|                  | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金       | 71,298              | 71,298      | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 46,587              | 46,587      | —           |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 |                     |             |             |
| その他有価証券          | 68,358              | 68,358      | —           |
| 関係会社株式           | 1,534               | 770         | △764        |
| (4) 長期性預金        | 159                 | 162         | 2           |
| 資産計              | 187,938             | 187,176     | △761        |
| (1) 支払手形及び買掛金    | 9,928               | 9,928       | —           |
| (2) 電子記録債務       | 7,923               | 7,923       | —           |
| (3) 短期借入金        | 1,560               | 1,560       | —           |
| (4) 未払金          | 7,785               | 7,785       | —           |
| (5) 未払法人税等       | 3,978               | 3,978       | —           |
| (6) 長期借入金(※)     | 852                 | 855         | 3           |
| 負債計              | 32,028              | 32,032      | 3           |
| デリバティブ取引         | —                   | —           | —           |

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

MMF等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、株式は取引所の価格によっています。

(4) 長期性預金

長期性預金については、取引先の金融機関等から提示された価格によっています。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-------|---------------------|
| 非上場株式 | 4,079               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金            | 71,298        | —                | —                 | —             |
| 受取手形及び売掛金         | 46,587        | —                | —                 | —             |
| 有価証券及び投資有価証券      |               |                  |                   |               |
| その他有価証券のうち満期があるもの |               |                  |                   |               |
| その他               | 2,313         | 158              | —                 | —             |
| 長期性預金             | —             | 159              | —                 | —             |
| 合計                | 120,199       | 318              | —                 | —             |

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 長期借入金 | 125           | 284              | 358               | 84            |
| 合計    | 125           | 284              | 358               | 84            |

## 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,580円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 219円28銭   |

## 重要な後発事象

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>113,498</b> | <b>流動負債</b>      | <b>26,974</b>  |
| 現金及び預           | 60,828         | 電子記録債            | 7,925          |
| 受取手形            | 711            | 買掛金              | 5,307          |
| 売掛金             | 38,643         | リース債             | 10             |
| 商品及び製           | 6,335          | 未払金              | 8,105          |
| 仕掛品             | 109            | 未払費用             | 239            |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,489          | 未払法人税等           | 3,196          |
| 前払費用            | 264            | 返品調整引当           | 175            |
| 繰延税金資産          | 1,538          | 賞与引当             | 955            |
| 関係会社短期貸付金       | 349            | その他              | 1,059          |
| その他の貸倒引当金       | △217           |                  |                |
| <b>固定資産</b>     | <b>133,747</b> | <b>固定負債</b>      | <b>13,164</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>29,584</b>  | リース債             | 7              |
| 建物              | 10,218         | 再評価に係る繰延税金負債     | 1,894          |
| 構築物             | 589            | 退職給付引当金          | 5,313          |
| 機械及び装置          | 4,357          | 役員退職慰労引当金        | 1,301          |
| 車両運搬具           | 25             | 繰延税金負債           | 4,645          |
| 工具、器具及び備品       | 1,631          | その他              | 2              |
| 土地              | 10,949         | <b>負債合計</b>      | <b>40,138</b>  |
| リース資産           | 17             |                  |                |
| 建設仮勘定           | 1,796          | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,770</b>   | <b>株主資本</b>      | <b>190,771</b> |
| 販売権             | 4,760          | 資本金              | 8,473          |
| その他             | 9              | 資本剰余金            | 8,241          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>99,393</b>  | 資本準備金            | 2,118          |
| 投資有価証券          | 43,737         | その他資本剰余金         | 6,123          |
| 関係会社株式          | 45,906         | <b>利益剰余金</b>     | <b>195,879</b> |
| 出資              | 12             | その他利益剰余金         | 195,879        |
| 関係会社出資金         | 2,242          | 別途積立金            | 173,000        |
| 従業員に対する長期貸付金    | 58             | 繰越利益剰余金          | 22,879         |
| 関係会社長期貸付金       | 2,167          | <b>自己株式</b>      | <b>△21,823</b> |
| 長期前払費用          | 82             | 評価・換算差額等         | 16,335         |
| 前払年金費用          | 3,129          | その他有価証券評価差額金     | 12,875         |
| その他             | 2,475          | 土地再評価差額金         | 3,459          |
| 貸倒引当金           | △419           | <b>純資産合計</b>     | <b>207,107</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>247,245</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>247,245</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 119,971 |
| 売上原価         | 40,756  |
| 売上総利益        | 79,215  |
| 販売費及び一般管理費   | 52,903  |
| 営業利益         | 26,311  |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 37      |
| 受取配当金        | 676     |
| 為替差益         | 439     |
| その他          | 418     |
| 合計           | 1,570   |
| 営業外費用        |         |
| 売上債権売却損      | 23      |
| 貸倒引当金繰入額     | 1       |
| その他          | 20      |
| 合計           | 45      |
| 経常利益         | 27,836  |
| 特別利益         |         |
| 固定資産売却益      | 0       |
| 投資有価証券売却益    | 22      |
| 特別損失         |         |
| 固定資産処分損      | 15      |
| 投資有価証券評価損    | 60      |
| 合計           | 76      |
| 税引前当期純利益     | 27,782  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,042   |
| 法人税等調整額      | 326     |
| 当期純利益        | 18,413  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                 | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|-----------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                 |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高       | 8,473   | 2,118     | 6,123           | 8,241         |
| 当 期 の 変 動 額     |         |           |                 |               |
| 当 期 の 変 動 額 合 計 | —       | —         | —               | —             |
| 当 期 末 残 高       | 8,473   | 2,118     | 6,123           | 8,241         |

|                       | 株 主 資 本         |               |               |         |             |
|-----------------------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                       | 利 益 剰 余 金       |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                       | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                       | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |
| 当 期 首 残 高             | 158,000         | 26,107        | 184,107       | △21,821 | 179,000     |
| 当 期 の 変 動 額           |                 |               |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当           |                 | △3,427        | △3,427        |         | △3,427      |
| 剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当) |                 | △3,213        | △3,213        |         | △3,213      |
| 当 期 純 利 益             |                 | 18,413        | 18,413        |         | 18,413      |
| 自 己 株 式 の 取 得         |                 |               |               | △1      | △1          |
| 別 途 積 立 金 の 積 立       | 15,000          | △15,000       | —             |         | —           |
| 当 期 の 変 動 額 合 計       | 15,000          | △3,227        | 11,772        | △1      | 11,770      |
| 当 期 末 残 高             | 173,000         | 22,879        | 195,879       | △21,823 | 190,771     |

|                                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                 |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|-----------|
|                                       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                             | 6,400                   | 3,459           | 9,860               | 188,860   |
| 当 期 の 変 動 額                           |                         |                 |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                         |                 |                     | △3,427    |
| 剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当)                 |                         |                 |                     | △3,213    |
| 当 期 純 利 益                             |                         |                 |                     | 18,413    |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                         |                 |                     | △1        |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                       |                         |                 |                     | —         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 の 変 動 額 (純 額) | 6,475                   | —               | 6,475               | 6,475     |
| 当 期 の 変 動 額 合 計                       | 6,475                   | —               | 6,475               | 18,246    |
| 当 期 末 残 高                             | 12,875                  | 3,459           | 16,335              | 207,107   |

# 個別注記表

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券は、償却原価法によっています。
  - (2) 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっています。
  - (3) その他有価証券
    - ① 時価のあるものは、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。  
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。
    - ② 時価のないものは、移動平均法による原価法によっています。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品  
主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっています。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっています。  
無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 重要な引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
    - ① 一般債権は、貸倒実績率によっています。
    - ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっています。
  - (2) 返品調整引当金  
期末日後の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づいて限度相当額を計上しています。

- (3) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しています。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
6. 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しています。

#### 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 53,436百万円
2. 国庫補助金による圧縮記帳額は、165百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。
3. 保証債務  
下記の関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っています。
- |               |       |
|---------------|-------|
| 佐賀シティビジョン株式会社 | 26百万円 |
| 株式会社CRCメディア   | 27百万円 |
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 4,978百万円 |
| 長期金銭債権 | 180百万円   |
| 短期金銭債務 | 3,175百万円 |

5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日

平成13年2月28日

同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は3,791百万円です。

#### 損益計算書に関する注記

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高：売 上 高  | 11,471百万円 |
| 仕 入 高               | 4,177百万円  |
| そ の 他               | 10,866百万円 |
| 2. 関係会社との営業取引以外の取引高 | 338百万円    |

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式

9,470,490株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 1,879百万円  |
| 役員退職慰労引当金 | 460百万円    |
| 未払事業税金    | 247百万円    |
| 貸倒引当金     | 225百万円    |
| 会員権評価損    | 216百万円    |
| 投資有価証券評価損 | 913百万円    |
| 賞与引当金     | 337百万円    |
| 委託研究費     | 431百万円    |
| 減価償却資産超過額 | 564百万円    |
| 無形固定資産    | 487百万円    |
| その他の      | 1,037百万円  |
| 繰延税金資産小計  | 6,804百万円  |
| 評価性引当額    | △2,094百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 4,709百万円  |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 前払年金費用       | △1,107百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △6,240百万円 |
| その他の         | △468百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △7,816百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | △3,106百万円 |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、機械及び装置の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約によって使用しています。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

| 種 類  | 会社等の名称    | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科 目                  | 期末残高<br>(百万円)      |
|------|-----------|------------------------|-------------------------|----------------|---------------|----------------------|--------------------|
| 関連会社 | 祐徳薬品工業(株) | 所有<br>直接 15.0%         | 製品の販売<br>商品の購入<br>役員の兼務 | 製品の販売<br>商品の購入 | 7,819<br>484  | 売掛金<br>電子記録債務<br>買掛金 | 2,556<br>194<br>58 |

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれていません。

2. 製商品の売買については、市場価格を勘案して協議の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

### 1 株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,416円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 214円88銭   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年4月3日

久光製薬株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 靖 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐田 明久 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、久光製薬株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年4月3日

久光製薬株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 靖 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐田 明久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、久光製薬株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(監査役会)

監査役会は、期首に定めた監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(監査役)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第113期監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営諮問会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(内部統制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務を適正に確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況並びにその執行状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(買収防衛策)

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(子会社の監査)

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の査察を行うとともに、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

(会計監査人との連携)

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月8日

久光製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 中 富 舒 行 ㊟

常勤監査役 上 田 正 弘 ㊟

常勤監査役 平 野 宗 彦 ㊟

社外監査役 小 野 桂之介 ㊟

社外監査役 市 川 伊三夫 ㊟

社外監査役 徳 永 哲 男 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績、配当性向及び今後の経営諸施策などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への安定的な配当を考慮いたしまして、以下のとおり1株につき42.5円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金37.5円を加えた年間配当金は、1株につき前期の75円から年間80円となります。

また、当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元及び将来の事業展開に備えるため、財務体質の強化を図る必要があると考えており、以下のとおり120億円を別途積立金に積み立てたいと存じます。

### 1. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42.5円 配当金支払総額 3,642,012,213円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月22日（金曜日）

### 2. 剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 12,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 12,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第4条)
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者並びに議長を取締役社長から代表取締役へ変更するとともに、役付取締役を見直し、役付取締役から取締役副社長を削除するものであります。(変更案第13条、第21条、第23条)
- (3) ガバナンス体制強化のため、新たに社外取締役2名を加え、社外監査役を2名とします。これに伴い、監査役の員数を6名以内から4名以内へ変更するものであります。あわせて、社外取締役及び社外監査役の責任範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第29条、第31条、第39条)。なお、変更案第29条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記(3)の条文新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。(変更案第30条～第47条)

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                           | 変 更 案                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第4条 (公告方法)<br>当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。 | 第1章 総則<br>第4条 (公告方法)<br>当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u><br><u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する方法により行う。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集権者および議長）<br/>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>②株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集権者および議長）<br/>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>②代表取締役が複数あるときは、<u>代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>③前2項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条（代表取締役、役付取締役および相談役）<br/>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名、相談役を選定することができる。</p>                      | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条（代表取締役、役付取締役および相談役）<br/>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名、相談役を選定することができる。</p>                                                                    |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）<br/>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>                                                                                | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）<br/>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>②代表取締役が複数あるときは、<u>代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>                                                                                                    |

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                             | ③前2項の規定により取締役会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が <u>取締役会を招集し、議長となる。</u>                                                               |
| 第4章 取締役および取締役会<br>(新設)                                      | 第4章 取締役および取締役会<br>第29条 (社外取締役との責任限定契約)<br><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> |
| 第29条 (条文省略)                                                 | 第30条 (現行どおり)                                                                                                                                           |
| 第5章 監査役および監査役会<br>第30条 (監査役の員数)<br>当社の監査役は、 <u>6名以内とする。</u> | 第5章 監査役および監査役会<br>第31条 (監査役の員数)<br>当社の監査役は、 <u>4名以内とする。</u>                                                                                            |
| 第31条～第37条 (条文省略)                                            | 第32条～第38条 (現行どおり)                                                                                                                                      |
| 第5章 監査役および監査役会<br>(新設)                                      | 第5章 監査役および監査役会<br>第39条 (社外監査役との責任限定契約)<br><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> |
| 第38条～第45条 (条文省略)                                            | 第40条～第47条 (現行どおり)                                                                                                                                      |

### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、さらなるコーポレート・ガバナンス強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1     | なか とみ ひろ たか<br>中 富 博 隆<br>(昭和12年2月6日生)  | 昭和41年2月 当社入社<br>昭和50年4月 当社取締役<br>昭和54年5月 当社常務取締役<br>昭和56年5月 当社代表取締役社長<br>平成18年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>現任                                                         | 177,732株           | なし                  |
| 2     | なか とみ かず ひで<br>中 富 一 榮<br>(昭和47年6月30日生) | 平成11年4月 当社入社<br>平成19年2月 当社経営企画本部長<br>平成19年5月 当社取締役執行役員<br>平成21年5月 当社常務取締役執行役員<br>平成23年5月 当社専務取締役執行役員<br>平成26年5月 当社取締役副社長執行役員<br>〔薬粧事業部・人事管理 兼 経営企画本部長〕<br>現任 | 237,942株           | なし                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 3         | すぎ やま こう すけ<br>杉 山 耕 介<br>(昭和27年4月28日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成11年5月 当社取締役<br>平成22年2月 当社取締役執行役員<br>平成24年7月 当社常務取締役執行役員<br>平成26年5月 当社専務取締役執行役員<br>〔人事部長 兼 BU・<br>鳥栖工場厚生部・信頼<br>性保証・内部統制管掌〕<br>現任                    | 13,000株            | なし                  |
| 4         | あき やま てつ お<br>秋 山 哲 雄<br>(昭和26年5月16日生)  | 昭和49年4月 当社入社<br>平成15年3月 当社執行役員<br>平成19年5月 当社上席執行役員<br>平成21年5月 当社取締役執行役員<br>平成25年3月 当社常務取締役執行役員<br>〔業務本部管掌〕<br>現任                                                      | 7,000株             | なし                  |
| 5         | ひ ご なる ひと<br>肥 後 成 人<br>(昭和38年1月15日生)   | 昭和60年4月 当社入社<br>平成23年3月 当社執行役員<br>平成24年5月 当社取締役執行役員<br>平成26年5月 当社常務取締役執行役員<br>〔研究開発本部長 兼<br>ノーベン ファーマシ<br>ューティカルズ取締役<br>会長 兼 ヒサミツ ユ<br>ーエス インコーポレ<br>イテッド取締役社長〕<br>現任 | 2,400株             | (注)1.               |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 6     | つる だ とし あき<br>鶴田 敏明<br>(昭和30年5月10日生)   | 昭和53年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成23年5月 当社取締役執行役員<br>〔生産環境本部長 兼<br>丸東産業(株) 監査役(非<br>常勤) 兼 祐徳薬品工<br>業(株) 取締役(非常勤)〕<br>現任                                                                                                                        | 7,100株             | なし                  |
| 7     | たか お しんいちろう<br>高尾 信一郎<br>(昭和30年1月23日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>平成19年5月 当社執行役員<br>平成25年5月 当社取締役執行役員<br>〔財務部長 兼 IR室<br>長 兼 祐徳薬品工業(株)<br>取締役(非常勤)〕<br>現任                                                                                                                                           | 2,678株             | なし                  |
| 8     | さい とう きゆう<br>齋藤 久<br>(昭和38年6月10日生)     | 昭和62年4月 当社入社<br>平成21年4月 当社執行役員<br>平成25年5月 当社取締役執行役員<br>〔国際事業部長 兼 ノ<br>ーベン ファーマシュー<br>ーティカルズ取締役副<br>会長 兼 ヒサミツ ア<br>メリカ インコーポレ<br>イテッド取締役会長<br>兼 久光製薬技術諮詢<br>(北京)有限公司董事長<br>兼 ヒサミツ ユーケー<br>リミテッド取締役社長<br>兼 P. T. ヒサミツ<br>ファルマ インドネシ<br>ア取締役〕<br>現任 | 1,500株             | なし                  |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|---------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 9       | つづみ のぶ お<br>堤 信 夫<br>(昭和39年3月11日生)       | 昭和63年4月 当社入社<br>平成22年3月 当社執行役員<br>平成26年5月 当社取締役執行役員<br>〔法務部長 兼 コンプ<br>ライアンス担当〕<br>現任                                                 | 1,600株             | なし                  |
| 10      | むら やま しん いち<br>村 山 進 一<br>(昭和42年10月16日生) | 平成3年3月 当社入社<br>平成24年3月 当社執行役員<br>平成26年5月 当社取締役執行役員<br>〔九州本社社長室長〕<br>現任                                                               | 3,000株             | なし                  |
| 11<br>※ | いち かわ い さ お<br>市 川 伊三夫<br>(昭和3年1月10日生)   | 昭和61年6月 (株)三菱銀行代表取締役<br>専務<br>平成元年6月 (株)ニコン代表取締役副<br>社長<br>平成5年6月 同 代表取締役副会長<br>平成13年10月 学校法人 慶應義塾財<br>務顧問<br>平成16年5月 当社社外監査役<br>現任  | 2,000株             | なし                  |
| 12<br>※ | ふる かわ ていじろう<br>古 川 貞二郎<br>(昭和9年9月11日生)   | 昭和35年1月 厚生省入省<br>昭和61年6月 内閣官房主席内閣参事官<br>平成5年6月 厚生事務次官<br>平成7年2月 内閣官房副長官<br>平成15年9月 内閣官房副長官退任<br>平成17年7月 社会福祉法人恩賜財団<br>母子愛育会理事長<br>現任 | 0株                 | なし                  |

(注) 1. 肥後成人氏が代表取締役を兼務する以下の会社と、当社は、次のような取引があります。

ノーベン ファーマシューティカルス…研究委託

2. ※印は新任の社外取締役候補者です。

3. 社外取締役候補者の選任理由

市川伊三夫氏につきましては、上場会社の代表取締役として経営全般にわたる経験と見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

古川貞二郎氏につきましては、厚生労働省において要職を歴任され、当社の事業分野に対する高い見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、選任をお願いするものであります。

4. 市川伊三夫氏及び古川貞二郎氏の選任が承認された場合、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 上田正弘氏、徳永哲男氏の2名は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 市川伊三夫氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、当社の監査体制の現況を鑑み、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                         | 所有する<br>当社の<br>株式数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| とくなが てつ お<br>徳永哲男<br>(昭和11年5月30日生) | 昭和36年4月 旭化成工業(株) (現旭化成(株))<br>入社<br>平成10年6月 旭化成(株)代表取締役副社長<br>平成15年6月 同 常任顧問<br>平成17年6月 同 顧問<br>平成20年2月 企業年金連合会理事長<br>平成23年5月 当社社外監査役<br>現任 | 300株               | なし                  |

- (注) 1. 徳永哲男氏は、社外監査役候補者です。
2. 社外監査役候補者の選任理由  
徳永哲男氏につきましては、上場会社の代表取締役として経営全般にわたる経験と知識を有されており、また、会社との関係においても独立性に問題がないことから、選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 徳永哲男氏の選任が承認された場合、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役 梶島光政氏及び監査役 上田正弘氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、社外監査役 市川伊三夫氏は本総会終結の時をもって辞任により、それぞれ退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりです。

| 氏 名                    | 略 歴                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かば しま みつ まさ<br>梶 島 光 政 | 平成19年 5 月 当社取締役執行役員<br>平成20年 3 月 当社取締役 (非常勤)<br>平成24年 5 月 当社取締役退任<br>平成25年 5 月 当社取締役執行役員<br>現任 |
| うえ だ まさ ひろ<br>上 田 正 弘  | 平成23年 5 月 当社監査役<br>現任                                                                          |
| いち かわ い さ お<br>市 川 伊三夫 | 平成16年 5 月 当社社外監査役<br>現任                                                                        |

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、平成27年4月8日開催の取締役会において、現行の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労金制度廃止の時ににおける在任取締役10名及び在任監査役4名に対し、当社役員退職慰労金支給内規に定めた基準に従い、それぞれの本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することをお諮りするものであります。

また、支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役が当社の取締役及び監査役を退任した時とし、具体的金額、支給の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の氏名、略歴は次のとおりです。

| 氏 名                    | 略 歴                                                                                          |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| なか とみ ひろ たか<br>中 富 博 隆 | 昭和50年 4 月 当社取締役<br>昭和54年 5 月 当社常務取締役<br>昭和56年 5 月 当社代表取締役社長<br>平成18年 6 月 当社代表取締役社長執行役員<br>現任 |

| 氏名                   | 略歴                                                                                                |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| なかとみかずひで<br>中 富 一 榮  | 平成19年 5月 当社取締役執行役員<br>平成21年 5月 当社常務取締役執行役員<br>平成23年 5月 当社専務取締役執行役員<br>平成26年 5月 当社取締役副社長執行役員<br>現任 |
| すぎやまこうすけ<br>杉 山 耕 介  | 平成11年 5月 当社取締役<br>平成22年 2月 当社取締役執行役員<br>平成24年 7月 当社常務取締役執行役員<br>平成26年 5月 当社専務取締役執行役員<br>現任        |
| あきやまてつお<br>秋 山 哲 雄   | 平成21年 5月 当社取締役執行役員<br>平成25年 3月 当社常務取締役執行役員<br>現任                                                  |
| ひごなるひと<br>肥 後 成 人    | 平成24年 5月 当社取締役執行役員<br>平成26年 5月 当社常務取締役執行役員<br>現任                                                  |
| つるだとしあき<br>鶴 田 敏 明   | 平成23年 5月 当社取締役執行役員<br>現任                                                                          |
| たかおしんいちろう<br>高 尾 信一郎 | 平成25年 5月 当社取締役執行役員<br>現任                                                                          |
| さいとうきゅう<br>齋 藤 久     | 平成25年 5月 当社取締役執行役員<br>現任                                                                          |
| つつみのぶお<br>堤 信 夫      | 平成26年 5月 当社取締役執行役員<br>現任                                                                          |
| むらやましんいち<br>村 山 進 一  | 平成26年 5月 当社取締役執行役員<br>現任                                                                          |
| なかとみのぶゆき<br>中 富 舒 行  | 平成20年 5月 当社監査役<br>現任                                                                              |
| ひらのむねひこ<br>平 野 宗 彦   | 平成18年 5月 当社監査役<br>現任                                                                              |
| おのけいのすけ<br>小 野 桂之介   | 平成13年 5月 当社社外監査役<br>現任                                                                            |
| とくながてつお<br>徳 永 哲 男   | 平成23年 5月 当社社外監査役<br>現任                                                                            |

(注) 小野桂之介氏との間で、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、本総会終結後に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成18年5月25日開催の当社第104回定時株主総会において、年額500百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止する一方で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度、金銭報酬とのバランス等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額200百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度、金銭報酬とのバランス等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して、公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役0名）であり、第3号議案のご承認が得られずと、付与対象となる取締役は10名（社外取締役を除く）となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

#### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は新株予約権1個当たり100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを

切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数1,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から50年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

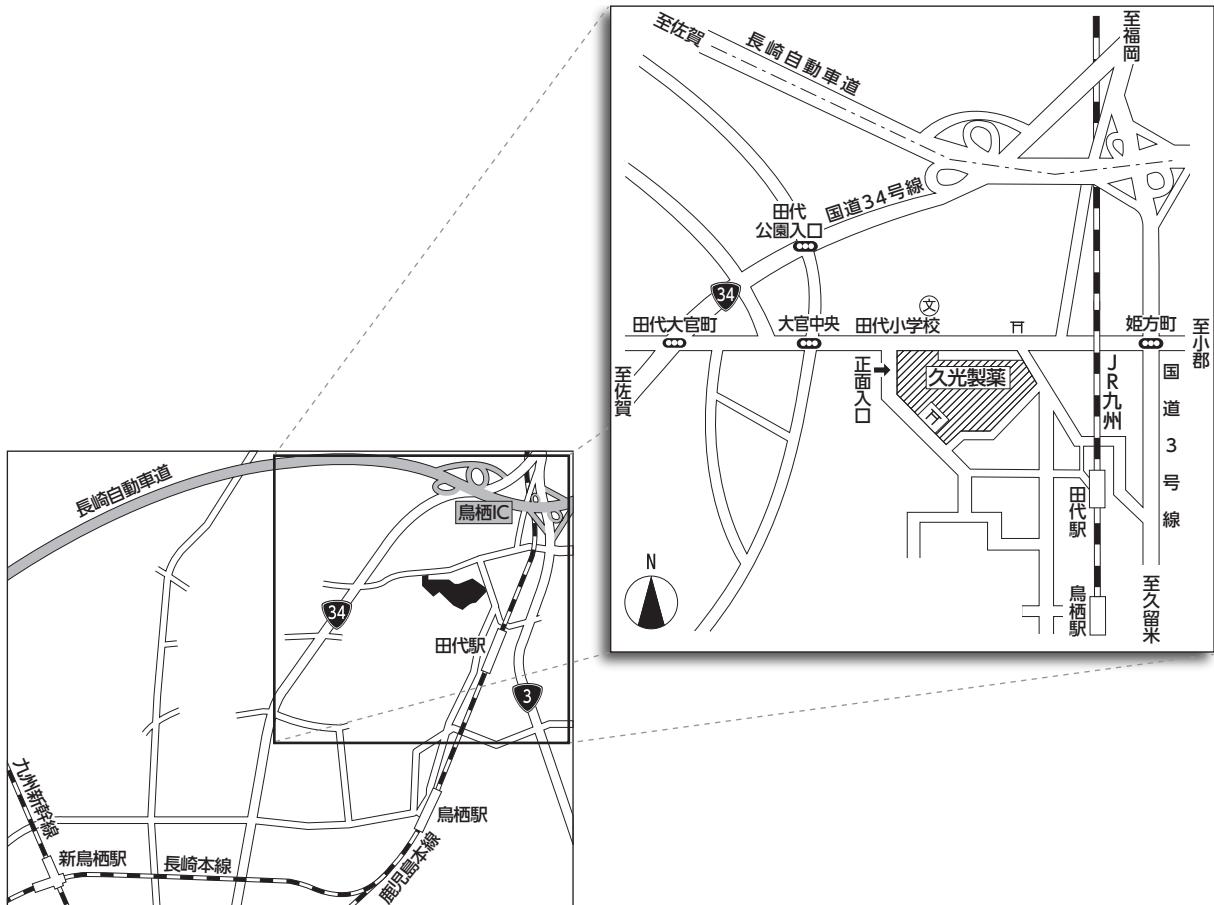
⑧その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定める。

以 上



## 株主総会会場ご案内図



- 西鉄小郡駅より車で10分
- J R九州鳥栖駅より車で5分
- J R九州田代駅より徒歩15分